

# 財政制度等審議会への財務省提出資料より

## 米軍駐留国における経費負担の国際比較

- 他の米軍駐留国と比較して、米軍の駐留に係る経費全体における日本の負担割合は大きい。
- 光熱水料等、他の米軍駐留国では必ずしも負担していない経費を我が国は負担している。

	日本	韓国	ドイツ	イタリア
提供施設整備費	日米分担	米韓分担	米側負担	米側負担
労務費	日米分担	米韓分担(注1)	米側負担	米側負担
米軍人100人当たりの従業員数	77名	51名	32名	44名
光熱水料等	日米分担	米側負担	米側負担	米側負担
負担割合(注4)	74.5%	約40%	約33%	約41%

## 提供施設整備の見直しについて

- 提供施設整備(FIP)については、個々の施設整備の必要性等を踏まえて措置するものであり、あらかじめ負担総額を取り決めるることは不適当。
- FIPは我が国が自主的に負担する経費であり、厳しい財政状況等を踏まえれば、採択する施設やその内容について、更に厳格に精査するべき。

## 労務費の見直しについて

- 駐留軍等労働者の基本給等は、本来、地位協定に基づいて米国が負担すべきものであり、労務費に係る負担については、廃止も含め縮小を図っていく必要があるのではないか。
- 駐留軍等労働者にはレクリエーション・娯楽施設等の福利厚生施設で働く労働者(IHA)が含まれるが、①提供施設整備(FIP)においては娯楽性や収益性のある施設は採択していないこと、②こうした施設はサービスの対価として収益があるため、従業員の労務費はその収支の中で支払われるべきものであること等を踏まえれば、IHAに係る労務費の負担は廃止していく方向で検討すべきではないか。
- 駐留軍等労働者の給与は、勤続年数等の諸条件を考慮しなければ民間や国家公務員よりも高いが、格差給や語学手当等がその一因である。これらの手当は平成20年度に廃止されたにもかかわらず、国家公務員給与減額措置の駐留軍等労働者への適用と合わせて平成25年度に復活し、同減額措置終了後も引き続き存続していることから、廃止に向け早急な見直しが必要。